

水道の冬じたくを お願いします

【問合せ】南魚沼市上下水道料金
センター

☎7888-02220

※かけ間違いにご注意ください

冬期間（12月～4月）は、積雪のため検針を行いません。この期間は、概算料金で毎月請求をします。

Q. 冬期概算料金とは？

A. 前年の使用水量から推計した料金です。前年の冬期間使用水量（前年使用していない場合は、直近の使用水量）から、1か月あたりの水量を認定します。認定水量をもとに計算した料金が、冬期概算料金です。

Q. 冬期概算料金は、どうすればわかるの？

A. 1月上旬に郵送する「冬期認定通知書」でご確認ください。

Q. 冬期概算料金の変更はできるの？

A. できます。認定水量と実際の使用水量に大きな差がある場合や、使用人数の増減などで使用水量の変動が予想される場合は、自分で認定水量を設定することができます。希望する人は、南魚沼市上下水道料金センターにお問い合わせください。

Q. 冬期概算料金の精算はいつ？

A. 6月です。5月に検針を再開し、6月に精算をします。5月の検針までに転居などで閉栓する場合は、そのときに精算します。精算料金は、郵送される「冬期精算通知書」でご確認ください。

Q. 実際の使用水量で料金を支払うには？

A. 自分で水道メーターを検針し、報告する「自主検針」が必要です。希望する人は、南魚沼市上下水道料金センターにお問い合わせください。

凍結による漏水に注意を

倉庫や作業所、地区の集会所など、水道の利用が少ない施設などは注意が必要です。定期的に点検を行い、漏水を防いでください。

長期間水道を使用しないときは、休止手続きを

休止と再開の手続きには、手数料がそれぞれ500円必要ですが、休止期間中は水道料金が発生しません。**南魚沼市上下水道料金センターの営業時間**

月～土曜日…

午前8時30分～午後6時

日曜日・祝日…午前9時～正午

令和2～4年度 入札参加資格審査申請

【問合せ・申込み】
財政課 契約検査班

☎773-6671

令和2～3年度に、市が行う建設工事などの入札と見積りに参加を希望する人は、建設工事入札参加資格審査申請書をご提出ください。

今回は、申請の更新年です。前回申請し、継続希望する人も申請が必要です。

建設コンサルタント、役務の提供も同時に受け付けます。

※財政課での一括受付。水道事業、下水道事業、病院事業などの公営企業会計分は提出不要（詳細は市ウェブサイトに掲載）

申請期間

令和2年1月6日(月)～2月5日(水)

有効期間

2年間（令和2年5月1日～令和4年4月30日）

提出書類

申請書は、新潟県の様式に準じます（市ウェブサイトからダウンロード可）

※役務の提供は、建設コンサルタント申請様式をご使用ください

提出部数・方法

1部（A4サイズのフラットファ

イル（色指定なし）につづる）を持参するか郵送でご提出ください。

提出先 本庁舎2階

財政課 契約検査班

建設工事添付書類

① 経営規模等評価結果通知書・総合
評価値通知書の写し
② 建設業法許可申請書別表の写し
（新潟県内に建設業法上の営業所がある場合）

③ 南魚沼市入札参加資格審査申請書
添付用の納税証明書

④ 法人税（所得税）と消費税および
地方消費税の納税証明書（写し
可）

⑤ 委任状（支店・営業所に入札など
を委任する場合）

⑥ 建設業退職金共済制度、中小企業
退職金共済制度、特定退職金共済
制度に加入の場合は、加入証明書
の写し

⑦ 暴力団の排除に関する誓約書

⑧ 返信用封筒（審査結果送付用…送
付先を記載し、84円切手を貼った
もの）

※建設コンサルタント・役務の提供
添付書類は、建設工事添付書類の
うち、③～⑧の書類